令和4年度

木更津市基金運用状況審査意見書

木更津市監查委員

目 次

| 第1 | 審 | 査の対象 | •••••• | 1 |
|----|-----|-------|----------|---|
| 第2 | 審 | 査の期間 | | 1 |
| 第3 | 審 | 査の方法 | | 1 |
| 第4 | 審 | 査の結果 | | 1 |
| 基 | (金) | の概要 | | |
| | 1 | 奨学基金 | | 2 |
| | 2 | 高額療養費 | 貸付基金 | 2 |
| | 3 | 遺児福祉基 | 金 ······ | 3 |

令和4年度木更津市基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 奨学基金
- 2 高額療養費貸付基金
- 3 遺児福祉基金

これら定額資金運用基金の運用は、基金から直接貸付け及び当該基金に 直接償還させる等により歳入歳出予算と関係なく経理されるので、その成 果を市議会に提出し、市議会の審議権との調和を図ろうとするものである。

第2 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月18日まで

第3 審査の方法

基金の運用が設置の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等に留意し、関係諸帳票及び証拠書類を精査照会するとともに、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

各基金の運用状況を示す書類は、関係諸帳票及び証拠書類と符合しており、正確なものと認められた。

また、基金の運用は、それぞれ設置の趣旨に沿って適正であると認められた。なお、審査の概要は次に述べるとおりである。

基金の概要

1 奨学基金

本基金は、高等学校以上の学校に入学又は在学する者で、経済的理由により修学が困難な者に対し、入学資金の支給又は奨学資金の貸付けを行うことを目的に設置し、運用されている。

(単位:円)

| 区 | | 分 | 前年度末現在高 | 決算年度 | 決算年度末現在高 | |
|---|----------|---|------------|------------|-----------|------------|
| | 7 | | | 増 | 減 | |
| 現 | <u> </u> | 金 | 30,695,153 | 13,538,678 | 4,755,000 | 39,478,831 |
| 貸 | 付金 | 金 | 20,547,400 | 4,680,000 | 4,705,480 | 20,521,920 |
| 合 | Ē | 計 | 51,242,553 | 18,218,678 | 9,460,480 | 60,000,751 |

当年度は 8 人(大学生)に対し 4,680,000 円を貸付け、14 人から 4,705,480 円の返還があったので、貸付金の決算年度末現在高は 20,521,920 円になり、基金合計額の 34.2%(前年度 40.1%)となっている。

現金の決算年度中増減高には、当年度収入の寄附金 8,833,000 円及び預金利子 198 円の繰入れ(増)と、大学生1人、高校生1人に対し支給した入学資金 75,000 円(減)も含まれる。

なお、当年度の新規貸付者は2人、完済者は5人、返還中は15人であるが、一部に返還の滞納(決算年度末現在4人、合計317,100円)が見受けられる。

2 高額療養費貸付基金

本基金は、国民健康保険に係る高額な療養費の支払いが経済的に困難な世帯に対し、療養に必要な資金の貸付けを行うことを目的に設置し、運用されている。

(単位:円)

| | | | | (=== 1 1/ | | |
|---|---|---|------------|---------------|-----------|------------|
| 区 | | 分 | 前年度末現在高 | 決算年度 | 決算年度末現在高 | |
| | | | | 増 | 減 | 次 <u>异</u> |
| 現 | | 金 | 12,420,292 | 5,071,964 | 4,159,000 | 13,333,256 |
| 貸 | 付 | 金 | 4,033,761 | 4,159,000 | 5,071,796 | 3,120,965 |
| 合 | | 計 | 16,454,053 | 9,230,964 | 9,230,796 | 16,454,221 |

当年度は、延25件(実人員16人)に対し4,159,000円を貸付け、27件5,071,796円が 償還されている。

現金の決算年度中増減高には、当年度収入の預金利子 168 円の繰入れ(増)も含まれる。

貸付金の決算年度末現在高は 3,120,965 円になり、基金合計額の 19.0% (前年度 24.5%)となっている。

3 遺児福祉基金

本基金は、昭和61年4月1日から交通遺児福祉基金として交通遺児等に対し、交通遺児手当を支給していたが、子育て支援の一層の充実を図るため、平成26年4月1日から制度を改正し、遺児福祉基金として、手当の対象を交通遺児に限らず、一般遺児(自死遺児、災害遺児及び病死遺児等)にも拡大し、遺児手当を支給することにより、遺児の福祉増進を図ることを目的に設置し、運用されている。

(1) 基金現在高 (単位:円)

| | 区 | \triangle | 前年度末現在高 | 決算年度 | 決算年度末現在高 | | |
|--|---|-------------|------------|-----------|----------|------------|--|
| | |), | 刊十及不先任同 | 増 | 減 | | |
| | 現 | 金 | 16,082,564 | 8,521,275 | 384,000 | 24,219,839 | |

| (2) 支給状況 (単位:人・円 | | | | | | | <u>::人•円)</u> |
|------------------|---|---|---|---|-------|---|---------------|
| 区 | 分 | 人 | 員 | 月 | 額 | 年 | 額 |
| 高 校 | 生 | | 4 | | 8,000 | | 384,000 |
| 中 学 | 生 | | 0 | | 7,000 | | 0 |
| 小 学 | 生 | | 0 | | 6,000 | | 0 |
| 乳 幼 | 児 | | 0 | | 5,000 | | 0 |
| 計 | | | 4 | | _ | | 384,000 |

当年度は、寄附金 194 件 8,521,000 円及び預金利子 275 円を繰入れ(増)、保護者 4 人(遺児実人員 4 人、延 48 人)に対し 384,000 円の手当を支給(減)している。

令和5年8月18日提出

監査委員 北原 靖和

監査委員 庄司 基晴

監査委員 三上 和俊

木更津市監査委員事務局 電話番号 0438-23-8473